

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験の実施
- 土地改良区の役員が退任し、又は就任した旨の届出
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 家畜改良増殖法による講習会等の実施
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公告 高圧ガス販売主任者免状に係る第一種販売主任者試験等の実施

告 示

鳥取県告示第七十八号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整

腹師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）

第二条第一項に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり

師及びきゅう師試験を次のとおり実施するので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整腹師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第十条の規定により告示する。

昭和四十年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の場所

学科試験 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

実地試験

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

二 試験の日時

学科試験 昭和四十年二月二十五日 午前九時から

実地試験 昭和四十年二月二十六日 午前九時から

三 受験願書の提出期限

昭和四十年二月二十日

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞ

就任した役員の氏名及び住所	昭和三十九年十一月二十日設立総代会の開	任	監事	川口 石藏	依藤 川口	西山 清春	中井 依藤	三村 西山	利夫 文美	西根 中井	昭二 清治	山根 三村	正則 利夫	山根 西根	辰治 昭二	山根 三村	古海 葛浦	山根 正則	国安 四通寺	西村 山根	定義 古海	西村 山根	国安 四通寺	岸本 道太郎	八頭郡河原町大字袋河原	近藤 寿雄	鳥取市赤子田	寛 泰雄	下味野	磯部 金吉	菖蒲 田通寺	山本 哲雄	菖蒲
---------------	---------------------	---	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	-------------	-------	--------	------	-----	-------	--------	-------	----

福田	川口	依藤	西山	中井	三村	利夫	菖浦	服部
石藏	清春	武雄	丈美	清治	昭二	古海		
磯部	金吉	岸本	郁太郎	八頭郡河原町大字袋河原		円通寺		
	"	近藤	寿雄	鳥取市赤子田				
		箕輪	泰雄	下味野				
		山本	哲雄					
		葛蒲						
		円通寺						
昭和三十九年十二月二十日設立総代会の開	監事	西村	定義	国安				

理事	加藤重藏	鳥取市倭文四三ノ四
前田光春	森脇嘉美	朝月五一
近藤国蔵	木下善蔵	八頭郡河原町大字布袋三三二ノ一
荻原静男	荻原伊三郎	三〇六
岩永明	岸本郁太郎	袋河原二五八
西尾久雄	"	長瀬一九八
田中柳八	鳥取市服部二四一	二四五
松尾鉄藏	"	三一ノ一
谷口甚一	五津六一	稻常八五〇
秋山勝治	"	二四八
大谷兼一	円通寺二七七	二七八
勇馬	"	八六九

れ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたの
同法同条第十六項の規定により告示する。

鳥取県知事	石	破	二	朗
千代土地改良区				
退任した役員の氏名及び住所				
理事 加藤 重蔵	鳥取市倭文			
" 前田 光春	"	野寺		
本城 英賢	"	上味野		
木下 善藏	"			
木下 宇市	"			
荻原伊三郎	八頭郡河原町大字袋河原			
荻原 熊治				
岩永 明				
滝本 茂				
西尾 久雄				
谷口 甚一	鳥取市玉津			
川口 由治				
菖蒲				
長瀬				
稻常				

秋山 勝治 有田 利久 赤子田 円通寺
影田 和美 長谷
宮田 定男
中村 隆春
森下繁次郎
三浦平五郎
西尾 経雄
高田 光雄
原田 增蔵
近藤平八郎
森 芳正
森脇 寿美
池沢 嘉美
中島 巍
横山 潔
藤原 英雄
横山 俊治
下味野 源太

就任した役員の氏名及び住所

理事	種子 精一	米子市下新印一〇〇番地
"	山道 富二	西伯郡岸本町吉長三六六番地の一
"	進 三千	日吉津村大字富吉一〇三八番地
"	富山常太郎	船川 政雄
"	佐藤 二郎	伯仙町河岡六〇九番地
監事	若松 宗知	米子市古豊千
"	上場 近藏	"
"	岡島 勉	西伯郡伯仙町河岡
"	小谷 憲三	淀江町大字佐陀
理事	はるか	理事は昭和三十九年十二月十一日辞任のため退任 監事は昭和三十九年十二月十九日任期満了により退任 就任した役員の氏名及び住所

中本 正治	尾高一四二六番地の二
池田 定夫	日吉津村大字日吉津三六〇番地
牛尾 英一	米子市今在家一二七番地
板金 一彦	浦津六六番地
高橋 十	上新印二九三番地
遠藤 鈦也	蚊屋二七三番地の一
村瀬 秀治	二本木五六四番地
勝部 晃	西伯郡岸本町遠藤二三番地
小原 俊	米子市一部一一番地
監事 若松 宗知	古豐千三八番地
妹尾 孝通	二本木二八一番地
後藤 秀雄	西伯郡岸本町吉長三一六番地
井筒 正美	日吉津村大字日吉津二〇〇番地
番地昭和三十九年十二月二十二日臨時総代会において 選舉の結果当選し昭和四十年一月五日就任 任期四年	米川土地改良区
退任した役員の氏名及び住所	米川土地改良区
理事 佐々木宮松 境港市中野町	米川土地改良区

宮田 定男 中村 隆春 倭文四〇八ノ
森下繁次郎 三浦平五郎 本多 照夫 横枕三四〇
高田 光雄 林 正喬 向国安 一三六
岸本 正富 有田喜美雄 森本 寿美 竹生七一ノ二
上味野二六八 朝月六五 源太五一
坂本 竜 中島 巖 横山 英雄
森本 隆明 川口 由治 下味野五五二
中井 清治 本荘 幸延 古海一二二

蚊屋井手土地改良区

監事	萩原 熊治	八頭郡河原町大字袋河原四〇三
山根 正則	鳥取市円通寺八七三	
近藤 寿雄	"	赤子田三八二
箕 泰雄	"	下味野五四〇
三村 利夫	"	菖蒲四七〇
退任した役員の氏名及び住所		
理事	山道 富二	西伯郡岸本町吉長
勝部 光重	"	遠藤
船川 政雄	"	伯仙町河岡
小原 俊	米子市一部	
奥田鉄太郎	"	赤井手
奥本 実雄	"	上新印
中原 茂	"	下新印
奥谷 納	"	浦津
三月三十一日まで		
蚊屋井手土地改良区		

足田 重利	外江町七六六
浜田 増太郎	三六二〇
池淵 巖	花町一四五
佐賀 省三	上道町八五〇
竹下 虎義	竹内町六六八
佐々木宮松	中野町四一五
足立復四郎	佐斐神町一二六〇
足立 要一	新屋町五五一
大東 利英	米子市車尾一四二三
加藤 晴光	道笑町三丁目九三
中島 勘治	博労町一丁目六三
中山 茂	觀音寺二一一
吉井 泰治	大谷町九五
永井 友美	旗ヶ崎三七〇
安田 宣之	両三柳三四五八
坂根 高橋	二二八〇
永井 安田	皆生四七
上福原五七一	

鳥取県告示第八十号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

昭和四十年一月九日臨時総代会において総選挙の結果
当選し一月二十一日就任 任期二年

松本 恒夫	渡辺 勇	森岡町	渡町
足田 重利	浜田増太郎	外江町	清水 正朝
足立 只雄	竹下虎義	花町	井上 光恵
足立復四郎	仲田嘉重	竹内町	木村 活寿
永井 為栄	坂根勘治	米子市両三柳	木村 賢
竹内 竹内	加藤晴光	小篠津町	木村 篤夫
二岡 慶三	松田宣之	道笑町三丁目	渡部 義正
永井 友美	永井利英	観音寺	中山 茂
松田 宣之	安歩	車尾	大西 勝
上福原	両三柳	富益町	和田町
	目久美町	夜見町	大崎

任期満了により退任
就任した役員の氏名及び住所
理事 渡辺 勇 境港市森岡町五五一の二
松本 恒夫 渡町一九五の一

井上 光恵	東福原七八九の一
本田 勇	西福原三三四
木村 活寿	彦名町五〇五二
木村 純平	七〇三
木村 賢	大崎七八〇
木村 賢	大篠津町一八四〇
木村 賢	和田町二五六七
扶公 安達昭男	富益町三〇一五
扶公 安達昭男	夜見町三八〇
杉林長三郎	上福原一〇二二
篠田伊三郎	車尾一二三
富谷 栄	境港市竹内町七七五
門脇 龍栄	渡町八七七

九日	"	"	東伯町 福永、山田、公文"
十日	"	"	赤崎町 岡、大父、金屋、高岡"
十一日	"	"	東伯町 矢下、上法万"
十二日	"	"	赤崎町 上中村、太一垣、出上"
十三日	"	"	服部、上大立、下福田"
十四日	"	"	倉吉市
十五日	"	"	東伯町 杉下、森藤"
十六日	"	"	赤崎町 八幡、笠津"
十七日	"	"	三朝町 坂本、片柴、横手"
十八日	"	"	東伯町 平和"
十九日	"	"	大榮町 比山"
二十日	"	"	二十二日 東伯町 大成、岩本谷"
廿一日	"	"	若桜町 池田、若桜"
廿二日	"	"	用瀬町 社"
廿三日	"	"	郡家町 下私都"
廿四日	"	"	八東町 丹比"
廿五日	"	"	智頭町 山形、智頭"
廿六日	"	"	

期	日	時	間	科	目	開	催	地
二月二十二日		八時三十分から十四時三十分まで		生殖器解剖	鳥取県知事 石	"	二十四日	印賀
	講習会					"	二十五日	"
						"	二十六日	折渡
						"	二十七日	用瀬町 大村"
						"	二十八日	別府"
						"	二十九日	佐治村 八東町 八東、安部"
						"	三十日	佐治村"
						"	三十一日	郡家町 郡家"
						"	三十二日	日南町 大原、神戸"
						"	三十三日	下花口、中野"
						"	三十四日	山根、福塚"
						"	三十五日	上石見、井原"
						"	三十六日	下石見、大坂"
						"	三十七日	本山、霞"
						"	三十八日	中津合、矢戸"
						"	三十九日	昭和四十年二月十六日
						"	四十日	鳥取県知事 石
						"	四十一日	百七十七号) 第二条の規定により生
						"	四十二日	人工授精試験を次のとおり実施
						"	四十三日	六条第二項第二号に規定する家畜
						"	四十四日	会及び修業試験を次のとおり実施
						"	四十五日	人工授精講習会規程(昭和二十六年
						"	四十六日	百七十七号)

牛についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験

鳥取県告示第八十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第三百九号）第十六条第二項第二号に規定する家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年二月十六日

鳥取県知事
石破二朗

牛についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験

昭和40年2月16日 火曜日 島取県公報 第3606号 (第3種郵便物) 12

期	日	時	間	科	目	開	催	地
二月二十三日		八時三十分から十四時二十五分まで		生殖器解剖実習				
二十四時三十分から十七時まで				関係法規				
二月二十四日		八時三十分から十二時まで		器具機械				
二月二十五日		十三時から十五時まで		消毒				
二月二十六日		八時三十分から十七時まで		繁殖生理				
二月二十七日		八時三十分から十時三十分まで		家畜改良と登録				
二月二十八日		十時三十五分から十四時二十五分まで		胎生遺伝概論				
		十四時三十分から十七時三十分まで		発情鑑定実習				
		八時三十分から十一時三十分まで		精子生理				
		十二時三十分から十七時三十分まで		精液精子検査法実習				
		八時三十分から十二時まで		米子市西三柳				
		十三時から十七時まで		鳥取県中小家畜試験場				
		人工授精		種付けの理論				

二月二十三日	八時三十分から十二時まで 十三時から十五時まで	胎生遺伝概論	器皿機械
二月二十四日	八時三十分から十七時まで	家畜改良と登録	繁殖生理
二月二十五日	八時三十分から十時三十分まで 十四時三十分から十四時二十五分まで	胎生遺伝概論	発情鑑定実習
二月二十六日	八時三十分から十七時三十分まで	精子生理	精子生理
二月二十七日	十二時三十分から十七時三十分まで 八時三十分から十二時まで	精液精子検査法実習	精液精子検査法実習
二月二十八日	十三時から十七時まで	種付けの理論	種付けの理論
三月一日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精	人工授精
三月二日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで	人工授精実習	人工授精実習
三月三日	八時三十分から十七時まで	人工授精	人工授精

17 昭和40年2月16日 火曜日 鳥取県公報 第3606号

(第3種郵便物)
認
司

鳥取県公安委員会告示									
鳥取県公安委員会告示第四号									
道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条第一項の規定に基づき次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。									
昭和四十年二月十六日									
鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文									
一 聽聞の期日及び場所									
昭和四十年二月二十五日 午前十一時から									
二 聽聞当事者の住所及び氏名									
1 東伯郡東伯町大字光好四六一	4 米子市車尾一〇四九	7 米子市東福原大字大向	10 西伯郡淀江町中間	11 米子市道笑町一丁目五四	12 日野郡江府町江尾一九四八	2 西伯郡大山町上野二〇三	5 米子市万能町二	8 米子市敷屋三五四	9 米子市石井三二二
自動車等運転者 池 口 允 三	自動車等運転者 藤 原 逸 宇	自動車等運転者 小豆沢 清 晴	自動車等運転者 田 辺 金 男	自動車等運転者 田 平 正 志	自動車等運転者 杉 井 重 信	自動車等運転者 田 中 健 仁	自動車等運転者 田 中 勇 信	自動車等運転者 田 中 勇 信	自動車等運転者 田 中 勇 信
3 西伯郡淀江町大字西原六三八	6 米子市中島三七七の三	13 自動車等運転者 田 中 勇 信	14 自動車等運転者 田 中 勇 信	15 自動車等運転者 田 中 勇 信	16 自動車等運転者 田 中 勇 信	4 自動車等運転者 田 中 勇 信	5 自動車等運転者 田 中 勇 信	6 自動車等運転者 田 中 勇 信	7 自動車等運転者 田 中 勇 信
自動車等運転者 金 山 靖 德	8 米子市東福原大字大向	9 米子市敷屋三五四	10 西伯郡淀江町中間	11 米子市道笑町一丁目五四	12 日野郡江府町江尾一九四八	13 自動車等運転者 田 中 勇 信	14 自動車等運転者 田 中 勇 信	15 自動車等運転者 田 中 勇 信	16 自動車等運転者 田 中 勇 信

昭和40年2月16日 火曜日 鳥取県公報 第3606号 (第3種郵便物)
認 司

16

三月 一日	八時三十分から十二時まで	人工授精
三月 二日	八時三十分から十二時まで	人工授精
三月 三日	八時三十分から十二時まで	人工授精
三月 四日	八時三十分から十七時まで	人工授精実習
三月 五日	十三時から十七時まで	人工授精実習

三 手続及び受付期間

(一) 受付期間
昭和四十年二月十六日から昭和四十年二月十九日まで

米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場において三月四日八時三十分から十七時まで行なう。
鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条に規定する書類（受講願書、履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本）を住所地
を管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

00565

火曜日

昭和40年2月16日

00566
(第3種郵便物)
認
第3606号

19 昭和40年2月16日 火曜日 鳥取県公報 第3606号

13 廉税専用印川中
西鶴洋銀運輸業 金 標 種 11
14 鳥取市新屋町11-6丸11
田島義夫

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和39年度第3回高圧ガス販売主任者免状に係る第1種販売主任者試験及び第2種販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和40年2月16日

鳥取県知事 石破二朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 保安管理の技術	9:30~11:00 11:15~12:45
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 保安管理の技術	9:30~11:00 11:15~12:45

4 受験手数料

第1種販売主任者試験を受ける者にあつては700円、第2種販売主任者試験を受ける者にあつては500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印をしないこと。

- 5 受験願書提出期間
昭和40年3月1日から昭和40年3月15日まで
- 6 受験票
受験願書を提出した者には、受験票を交付する。